

いいだ人形劇フェスタ実行委員会規約

1. 基本事項

(1) 名称および所在地

本会は「いいだ人形劇フェスタ実行委員会」と称し、飯田文化会館を所在地とする。

(2) 構成

本会は、いいだ人形劇フェスタ（以下「フェスタ」という。）に賛同する有志を中心とし、飯田市教育委員会、市内各公民館単位で結成される地区実行委員会および、趣旨に賛同して共催する団体等で構成する。

本会を構成する構成員は、全員が実行委員として何らかの任務を担うものとする。

(3) 目的

本会は、フェスタの実施およびそれに必要な活動を実施することを目的とする。

(4) 基本的な活動のあり方（活動内容と期間）

本会の活動期間は、翌年の開催に向けた準備期間と、フェスタ実行に向けた実行期間とに分ける。準備期間はフェスタ終了後（決算終了後）から開催要項が決定されるまでの間とし、実行期間は開催要項決定後からフェスタ終了後までの間とする。

(5) 会計および活動費

本会の会計および活動費については、別に〔財務運営規則〕を定めて処理する。

2. 実行委員会の役員および任期

(1) 本会に次の役職員をおく。

| | | |
|----------|-----|-------------------------------------|
| 実行委員長 | 1名 | 責任者。実行委員の中から互選。 |
| 副実行委員長 | 若干名 | 実行委員長の補佐および代理。原則として実行委員の中から互選。 |
| プログラム評議員 | 数名 | 上演作品の審査と評価を行う。実行委員長が選任する。 |
| 顧問 | 数名 | 相談役。実行委員長の委嘱によりおくことができる。 |
| 監査委員 | 数名 | 会計及び事業の監査。実行委員会構成団体のなかから実行委員長が委嘱する。 |
| 事務局員 | 数名 | 飯田市教育委員文化会館の職員。事務局長は文化会館長とする。 |

(2) 任期

実行委員長、副実行委員長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

事務局員を除くその他の役員および実行委員等は、その就任の時から毎フェスタ終了までを任期とする。ただし再任を妨げない。

実行委員のうち、構成する団体から選任されている者の任期は、その団体の定めに準ずる。

3. 実行委員会の組織機構および会議

(1) 実行委員会（総会）

規約、予算、決算、事業計画および実施報告、会計監査、その他の重要事項の決定および承認を行う。出席者は実行委員全員とする。

議長は実行委員長が務める。なお、議長の代行は副実行委員長が行う。

(2) 企画運営会議

フェスタの基本的な事項を検討し定める。また、各部会で管轄する事業の進行管理と全体調整を行う。正副実行委員長と各部会長で構成する。但し、必要に応じて実行委員を加えることができる。

いいだ人形劇フェスタ実行委員会規約

議長は実行委員長が努める。なお、議長の代行は副実行委員長が行う。

(3) 地区公演実行委員会

地区公演、地区企画公演を実施する。

各公民館単位におき、実行委員長は各地区ごとに定め、所在地および事務局は各公民館とする。

(4) 部会

フェスタに必要な事業および業務を分担して実施していくために部会をおく。

部会等はそれぞれの企画や事業、業務を所管する。

設置する部会等は[別表1]のとおりとする。

正副部会長等は原則として互選により選出し、部会の運営は、部会長が責任をもって行う。

(5) プログラム評議会

上演作品の審査と評価を行う。

プログラム評議会の代表評議員は互選により選出する。

(6) 事務局

飯田市教育委員会文化会館におく。

(7) 組織機構図は、[別表1]のとおりとする。

4. 実行委員会への支援

(1) 共催

共催は、実行委員会にスタッフの派遣あるいは共催金の負担をするものとする。

共催の形態としては、全体共催と個々の企画事業を共催する部分共催を設ける。

(2) 協賛

趣旨に賛同し応援をしていただく企業団体等からの協賛を受けることができる。

協賛の形態は、金銭支援、物品提供、人員提供あるいは全体への協賛、個別の企画事業への協賛など、協賛者の意向を尊重する。

(3) 後援

趣旨に賛同した団体あるいは企業等の名義後援とする。

(4) 賛助会員

趣旨に賛同した法人あるいは個人とする。

年会費は1口10,000円とする。

賛助会員の申込は、所定の様式により、年会費を添えて申し込む。

付則

1. 本規約は、平成11年4月22日から施行する。
2. 本規約は、平成12年5月1日から施行する。
3. 本規約は、平成13年4月12日から施行する。
4. 本規約は、平成14年4月25日から施行する。
5. 本規約は、平成15年2月28日から施行する。
6. 本規約は、平成15年12月13日から施行する。